

決算特別委員会会議録

◎ 出席委員は、次のとおりである。

横山清彦委員	島貫寿雄委員
遠藤純雄委員	高橋勝委員
屋嶋雅一委員	舟山政男委員
遠藤芳昭委員	

◎ 欠席委員は、次のとおりである。

なし

◎ 議会側出席者

議長菅野富士雄君	高橋亨一君
----------	-------

◎ 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町長後藤幸平	教育長熊野昌昭
代表監査委員伊藤毅	会計管理者(兼)上田信幸 税務会計課長
総務課長志田政浩	企画課長鈴木祐司
住民課長後藤智美	健康福祉課長(兼)伊藤満世子 地域包括支援センター所長
介護老人保健施設事務長(兼)渡部博一 国保診療所事務長	農林振興課長(併)館石修 農業委員会事務局長
商工観光課長山口努	地域整備課長渡辺裕和
教育総務課長後藤美和子	社会教育課長(併)竹田辰秀 町民総合センター所長

◎ 本会議の書記は、次のとおりである。

議会事務局長色摩里香	議事室主査井上由佳
事務助手横澤吉和	

(議会事務局長 色摩里香君) (午後5時18分 開会)

それでは、大変お疲れのことと存じますが、決算特別委員長が選出されるまで、飯豊町議会委員会条例第9条第2項の規定により、年長委員であります島貫寿雄委員にその職務をお願いいたします。

島貫寿雄委員、委員長席にお着きいただきたいと思います。

(臨時委員長 島貫寿雄君)

ただいま年長者ゆえのご指名がありましたので、しばらくの間、臨時の委員長を務めますので、委員の皆さん、特段のご協力をお願いいたします。

ただいまの出席委員は8名であります。

定足数に達しておりますので、これより決算特別委員会を開催いたします。

それでは、会議を進めます。

これから、飯豊町議会委員会条例第8条第2項の規定により、決算特別委員会委員長の互選を行います。

互選はいかなる方法で行うか、お諮りいたします。高橋 勝君。

(4番委員 高橋 勝君)

この際、動議を提出いたします。

決算特別委員会委員長の互選につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によりまして指名推選の方法で行い、その指名者に私を指名して下さるようお諮りいたします。

(「賛成」の声あり)

(臨時委員長 島貫寿雄君)

ただいま、高橋 勝君より決算特別委員会委員長の互選の方法は、指名推選の方法で行い、その指名者に高橋 勝君を指名していただきたいとの動議が提出されました。

この動議は、賛成者がありましたので成立しました。

直ちに本動議を議題とし、採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの動議のとおり決定することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

(臨時委員長 島貫寿雄君)

異議なしと認めます。

よって、決算特別委員会委員長の互選の方法は指名推選とすることにし、その指名者に高橋

勝君を指名することの動議は可決されました。

それでは、高橋 勝君、指名してください。

(4番委員 高橋 勝君)

ただいま許可をいただきましたので、私から指名させていただきます。

決算特別委員会委員長につきましては、先般の議会運営委員会で協議し、松山和好君が最適任者との内定を見ております。この際、松山君を委員長にご指名いたしますので、お諮り願います。

(臨時委員長 島貫寿雄君)

お諮りいたします。

ただいま高橋 勝君が指名いたしました松山和好君を決算特別委員会委員長に選任することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

(臨時委員長 島貫寿雄君)

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名されました松山和好君が決算特別委員会委員長に選任されました。

松山委員長に挨拶をお願いし、議事の取りまとめを交代いたします。

ご協力、ありがとうございました。

(委員長 松山和好君)

会議に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

ただいま、図らずも不肖私が委員長に指名されました。誠に光栄に存じますとともに、その職務がいかに重要かつ重責であるかを痛感しているところでございます。誠に不慣れではございますが、皆様方にご迷惑のかからぬよう精いっぱい努めてまいりますので、格別なるご協力とご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

さて、本特別委員会に付託になりました令和5年度一般会計決算認定など13案件の審査に当たっては、既に決算書及び予算執行報告書が配付されておりますので、委員各位には町民の負託に応える重要な使命と自覚し、財政事情の大変厳しい折、公金が適正に使用されているか、事業効果や評価はどうであるかをチェックする機会でありますので、十分に内容を精査し、忌憚のない発言と慎重な審議をお願いいたしたいと思っております。

それでは、会議を進めます。

これから、飯豊町議会委員会条例第8条第2項の規定により、決算特別委員会副委員長の互

選を行います。

お諮りいたします。

副委員長の互選につきましては、ただいま行われました委員長互選の方法と同様、指名推選とし、委員長より指名することにいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

(委員長 松山和好君)

ご異議なしと認めます。

よって、副委員長の互選の方法は指名推選とし、委員長より指名することに決定いたしました。

それでは、指名いたします。

副委員長に舟山政男君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま委員長においてご指名いたしました舟山政男君を副委員長に選任することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

(委員長 松山和好君)

ご異議なしと認めます。

よって、舟山政男君が副委員長に選任されました。

次に、お諮りいたします。

先ほどの本会議におきまして決算特別委員会に付託となりました認定第1号 令和5年度飯豊町一般会計決算認定についてから、認定第13号 令和5年度飯豊町水道事業会計決算認定についてまでの13案件につきましては、既にお手元に配付しております会期日程表に記載のとおり、休会中の決算特別委員会において、記載の所管分に分けて審査いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

(委員長 松山和好君)

ご異議なしと認めます。

よって、決算特別委員会は9月10日と11日の2日間にわたって開催し、9月10日は総務文教常任委員会所管分とし、令和5年度飯豊町一般会計決算の所管分、国民健康保険特別会計決算の所管分、介護保険特別会計の所管分及び後期高齢者医療特別会計決算の審査を行います。

また、9月11日は産業厚生常任委員会所管分とし、令和5年度飯豊町一般会計決算の所管分、国民健康保険特別会計決算の所管分、介護保険特別会計の所管分、訪問看護、介護老人保健施設、下水道事業、萩生・豊原・添川・豊川・中津川の各財産区の特別会計決算及び水道事業会計決算の審査を行います。

以上、このような日程に基づき審査をすることに決定いたしました。

決算特別委員会は午前9時半より本会議場で開催いたしますので、ご参集くださるよう口頭をもって通知いたします。

町執行部からは、町長、教育長、監査委員及び説明員として町長並びに行政委員会の長から出席要請された職員の方は、定刻までにご参集ください。

これをもって、本日予定いたしました議事は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。 （ 午後5時27分 散会 ）

